

(2) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて

建設業法施行規則の主な改正点の一つとして、**監理技術者講習の有効期間の起算点の見直し**が行われました（令和3（2021）年1月1日施行）。

これまで監理技術者講習の有効期間は「講習を受けた日から5年以内」とされていましたが、改正後は「**講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内**」となります。

この改正により、受講可能な期間が1年間となり、その期間内のいつ受講しても翌年1月1日から5年後の12月31日まで有効となります。

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について



④ 監理技術者講習の有効期間について

監理技術者講習

<改正前>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。



監理技術者講習

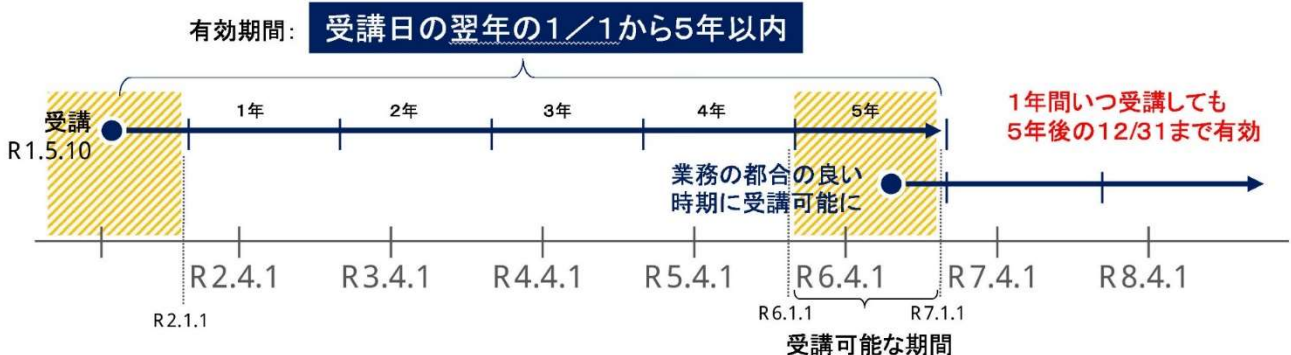
<改正後>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても**同項の登録を受けた講習のうち直近のものを受けた日の属する年の翌年の開始の日から起算して五年以内**に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。

※令和3年1月1日から施行



「改正建設業法について ～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～」

国土交通省中部地方整備局建設産業課、令和2年10月より抜粋